

(2021年6月16日施行)

湘北短期大学 ハラスメントの防止等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ソニー学園就業規則（以下「就業規則」という。）第18条の2（ハラスメントの禁止）に基づき、ハラスメントに関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、湘北短期大学（以下「本学」という。）における、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「ハラスメントの防止等」という。）に関して定めることにより、本学に勤務する教職員並びに本学に学ぶ学生その他関係者が個人として尊重され、また就労、教育・研究、及び修学に係る本学の環境が良好に維持されることを目的とする。

(対象者)

第3条 この規程は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 常勤・非常勤の区別なく、本学に勤務するすべての雇用形態の教育職員、事務職員及び課外活動指導者並びに本学において就労する派遣会社の社員及び業務委託先の業務従事者（以下、総称して「教職員等」という。）
- (2) 本学の学生、聴講生、科目等履修生、各種講座受講生、その他本学において修学するすべての者（以下、総称して「学生等」という。）
- (3) 本学学生の保護者及び保証人並びに本学施設関係業者、その従業員及びその他本学と職務上の関係を有する者（以下、総称して「関係者」という。）

(定義)

第4条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、他人の人権を侵害することにより、本学における良好な就労環境、教育・研究環境、修学環境の維持を妨げるような次の各号に規定するものをいう。

(1) セクシャル・ハラスメント

教職員等が他の教職員等、学生等及び関係者を不快にさせる性的な言動を行うこと並びに学生等及び関係者が教職員等を不快にさせる性的な言動を行うこと

(2) アカデミック・ハラスメント

教育・研究の場における地位又は権力を利用して行う不適切な言動、指導又は待遇により、学生等又は教職員等の学習・研究意欲を低下させ、又は学習・研究環境を悪化させること

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超える言

(2021年6月16日施行)

動により、教職員等に対して精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させること

(4) その他のハラスメント

第1号乃至第3号に掲げる言動に類するもの

- 2 適正な業務の範囲内で行われる業務上の指示命令、指摘、及び言論、意見表明、議論、説明、説得等は、前項に定めるハラスメントにあたらぬものとする。

(対象とするハラスメントの範囲)

第5条 この規程が対象とするハラスメントは、本学の施設内で発生したものであるか施設外で発生したものであるか、また、授業、研究及び勤務、課外活動等の時間内に発生したものであるか時間外に発生したものであるかは問わない。

- 2 本学の教育・研究活動等に影響を及ぼす事案については、ハラスメントの当事者の一方が構成員以外の者である場合も、この規程を準用する。

(教職員等及び学生等の責務)

第6条 教職員等及び学生等は、この規程及び「湘北短期大学ハラスメント防止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)等を理解し、ハラスメントの加害者とならないように注意するほか、ハラスメントの排除に努めなければならない。

(監督者の責務)

第7条 教職員等及び学生等を指導または管理・監督する立場にある者(以下「監督者」という。)は、次の各号に掲げる事項に留意して、ハラスメントの防止等に努めなければならない。

- (1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し、学生等及び教職員等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること
- (2) 学生等及び教職員等の言動に十分な注意を払い、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じることがないよう配慮すること

(学長の責務)

第8条 本学において、ハラスメントの防止等に関して責任を担う者は、学長とする。

- 2 学長は、学生等及び教職員等に対し、この規程の周知徹底を図らなければならない。
- 3 学長は、ハラスメントの防止等を図るため、教職員等に対し、必要な研修を定期的実施するものとする。
- 4 学長は、新たに教職員等となった者に対してはハラスメントに関する基本的な事項を、また新たに監督者になった者に対してはハラスメントの防止等に関しその求められる役割を、それぞれ理解させるため、研修を実施しなければならない。

(2021年6月16日施行)

(ハラスメント防止委員会)

第9条 本学にハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。防止委員会は、ハラスメントの防止及びハラスメントが生じた場合の適切な対応を目的とする。

2 防止委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) ハラスメントの防止に関する啓発及び研修
- (2) ハラスメント事案の調査
- (3) ハラスメントの問題の解決及び措置の勧告
- (4) ハラスメントの再発防止に関する指導
- (5) ガイドラインの制定
- (6) その他ハラスメントの防止に関し必要な事項

3 防止委員会の委員は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事務局長（委員長）
- (2) Diversity推進&Harassment防止室長
- (3) 各学科長
- (4) 総務部長、教務・学生部長
- (5) 専任の教職員の中から学長が指名した者 若干名（男女により構成する）
- (6) 学外の専門家（委員長が必要と認めたとき委嘱する）

4 前項第4号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残存期間とする。

5 防止委員会は、委員長が招集し、議長となる。議長に事故あるときは、議長の予め指名する委員がその職務を代行する。

6 防止委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって決する。

7 防止委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査委員会)

第10条 防止委員会は、申立てのあったハラスメント事案に対応するため必要があると認めるときは、調査委員会を設置することができる。調査委員会の構成員は、防止委員会においてその都度決定する。

2 調査委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) ハラスメントに係る事実の確認及び調査
- (2) 防止委員会に対する調査結果の報告
- (3) 防止委員会に対する被行為者の救済措置に係る原案の提示
- (4) 前各号に付帯する事項

(問い合わせ、相談窓口)

第11条 本学にハラスメントに関する問い合わせ、相談窓口（以下「相談窓口」という。）

(2021年6月16日施行)

を置く。相談窓口は、相談者からの問い合わせ、相談に対して真摯に対応しなければならない。

2 前項のハラスメントに関する相談部署は、Diversity推進&Harassment防止室とし、相談内容に応じて次のとおり担当する。

(1) 学生等の場合

教務・学生部学生課

(2) 教職員等及び関係者の場合

総務部人事課

3 相談窓口は、相談者から問い合わせ、相談を受けた場合には、その内容を防止委員会委員長に速やかに報告するものとする。

4 相談窓口は、相談者に対して助言及び支援を行う。

(申立ての方法)

第12条 ハラスメントを受けた構成員は、防止委員会に対して申立てをすることができる。

2 前項の申立ては、書面で行うものとする。

(ハラスメントの解決方法)

第13条 ハラスメントの申立て者(以下「申立人」という。)は、次のいずれかの解決方法を選択して、申立てすることができる。

(1) 「通知・調整・調停」等による解決

ハラスメントの行為者とされる者への注意喚起(通知)、関係部門への環境改善の依頼(調整)、両者の話し合いの仲介(調停)等により問題の解決を図る方法

(2) 「調査」による解決

調査委員会等による事実関係の公正な調査の実施、ハラスメントの有無を明らかにし、必要な措置、処分等により問題の解決を図る方法

(ハラスメントの認定又は不認定)

第14条 防止委員会は、前条第2号による申立てを受けた場合及び防止委員会において必要と判断した場合は、事実関係の調査等を行う。この場合、被申立人に弁明の機会を与えて、ハラスメントの認定又は不認定を行わなければならない。

2 防止委員会は、ハラスメントの調査結果及び防止委員会の判断を申立人及び被申立人に文書で通知しなければならない。

(是正の勧告)

第15条 防止委員会は、ハラスメントの認定をした場合には、被申立人に言動の是正を勧告しなければならない。

(2021年6月16日施行)

(救済措置等)

第16条 防止委員会委員長は、第14条及び前条による調査結果及び防止委員会の判断について、学長に報告しなければならない。また、当該ハラスメント事案に係る当事者の救済措置等の必要な事項について、学長に具申するものとする。

2 学長は、前項の報告及び具申を参酌のうえ、救済措置等の必要な事項を決定し、問題の解決に努めるものとする。

(処分)

第17条 学長は、ハラスメント行為が認められ処分が必要と判断した者に対して、次のように対処する。

- (1) 教職員の場合には、学長は理事長に必要な措置を具申し、理事長が就業規則に基づいて処分を決定する。
- (2) 学生の場合には、学長が本学学則等に基づいて処分を決定する。
- (3) 本学の教職員又は学生でない場合には、学長がその者又はその者が所属する組織に申し入れを行う。

(再発の防止)

第18条 学長は、ハラスメントが発生した場合には、速やかに再発防止に取り組むものとする。

(理事長への報告)

第19条 学長は、第14条乃至前条に該当する事項については、速やかに理事長に報告しなければならない。

(不利益取扱の禁止)

第20条 本学は、構成員がハラスメントに関する相談・苦情の申立てを行ったこと及び防止委員会、調査委員会等で申述したことにより、不利益な対応を受けることのないよう必要な措置をとる。

(虚偽の申立等の禁止)

第21条 構成員は、ハラスメントに関する相談・申立て並びに防止委員会及び調査委員会等による調査及び事情聴取等に関して、虚偽の申立て、証言を行ってはならない。

(職務からの除斥及び守秘義務)

第22条 防止委員会及び調査委員会の委員は、自己に関する相談及び苦情については委員として職務を行うことができない。

2 防止委員会及び調査委員会の委員その他この規程に基づく手続に関わる者は、当事者の名誉及びプライバシー等の人格権を侵害することのないよう慎重に行動するとともに、

(2021年6月16日施行)

職務上知り得た情報について、正当な事由なしに漏えいしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(留意事項の違反に係る措置)

第23条 学長は、第20条乃至前条の規定に違反した者に対して、学内規程を適用し、適切な措置を講じる。

(準用)

第24条 この規程は、学校法人ソニー学園の役員等（理事・監事・評議員）及び法人に勤務する事務職員に準用する。この場合において、「教職員」とあるのは、「法人役員及び法人職員」と読み替えるものとする。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が決裁する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
1. この規程は、2021年6月16日から施行する。